

## 越谷市税条例の改正

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例を改正しました。主な内容は次のとおりです。

■**住宅借入金等特別税額控除制度における適用期限の延長**：所得税において対象となる入居期限が令和7年12月31日まで4年間延長されたことに伴い、市・県民税における税額控除の最終適用年度を令和20年度まで延長します

■**上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し**：所得税と市・県民税とで異なる課税方式を選択できる仕組みを廃止し、令和6年度課税分から同じ課税方式になります

■**固定資産課税台帳の記載事項の証明等における住所表示の見直し**：固定資産課税台帳の記載事項の証明書交付等において、登記所に対して現住所の秘匿措置の申し出を行った方の住所については、当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付等します(令和6年4月1日から施行)  
☎市民税課 ☎963-9144、資産税課 ☎963-9147

## 国民健康保険の限度額適用認定証等の更新

保険証の更新にあわせて、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の期限が7月31日(日)で終了します。8月1日(月)以降の認定証の交付を希望する方は、新しい保険証が届いてから国保年金課にご申請ください。

■**申請に必要なもの**：新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーが確認できるもの、窓口に来る方の本人確認書類  
\* 郵送での手続きを希望する方は下記へお問い合わせください

☎国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9154

## 倒産や会社都合の解雇などで離職した方の国民健康保険税の軽減

■**軽減対象期間**：離職日の翌日～期間開始日の属する年度の翌年度末

■**対象**：国民健康保険に加入している、またはこれから加入する方で、次の①～③のすべてに該当する方。①離職日時点で65歳未満 ②倒産や会社都合による解雇などにより離職した ③雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業給付を受ける(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである)

■**軽減方法**：対象者の前年給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算

■**申請に必要なもの**：雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、マイナンバーが確認できるもの、本人確認書類

■**申請場所**：国保年金課。郵送での手続きを希望する方は電話で下記へ

☎国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9146

## 国民年金保険料免除申請の手続き

7月から、国民年金保険料免除申請および50歳未満の方の納付猶予申請を受け付けます。

■**対象期間**：令和4年度(令和4年7月～5年6月分)。保険料納付期限から2年を経過していない4年6月以前の期間については、随時受け付け

■**審査対象所得**：本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の令和3年中の所得

■**申請に必要なもの**：年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日を確認できる雇用保険受給資格者証または離職票(退職した方)、マイナンバーが確認できるもの、本人確認書類

■**申請場所**：国保年金課

\* 令和3年度に全額免除または納付猶予の承認を受け、継続申請を希望した方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けた方は、毎年手続きが必要です

☎日本年金機構越谷年金事務所 ☎960-1190、国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9155

## 休日・夜間納税相談

■**日時**：▷休日納税相談…7月3日(日)・8月7日(日)、9:00～15:00 ▷夜間納税相談…7月21日(木)、17:15～20:00

■**場所**：収納課

■**内容**：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)

\* 来庁して夜間納税相談をする場合は事前に電話予約が必要です。なお、夜間納税相談では窓口納付を受け付けていません

☎収納課(本庁舎2階) ☎963-9142

## 口座振替・アプリ払いに切り替えましょう

窓口に行かずに市税・国民健康保険税を納付できます。現在、3人に1人が口座振替・アプリ

払いを利用しています。窓口払いからの切り替えにご協力ください。

詳しくは、下記の二次元コードから市ホームページをご覧ください。

市税等の  
口座振替



スマートフォン  
でかんたん納付



☎収納課 ☎963-9141

## 家屋にかかる固定資産税の減額措置

申請により翌年度分の固定資産税を減額します。

■**住宅耐震改修工事に伴う減額措置**：昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、現行の耐震基準に適合する一定の耐震改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120㎡相当分までを限度として2分の1、また、併せて長期優良住宅に該当することとなった場合3分の2を減額

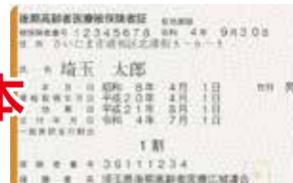
■**バリアフリー改修工事に伴う減額措置**：新築した日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修を行った場合、改修家屋1戸当たり100㎡相当分までを限度として3分の1を減額

■**省エネ改修工事に伴う減額措置**：平成26年4月1日以前に建てられた住宅で、現行の省エネ基準に適合する一定の省エネ改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120㎡相当分までを限度として3分の1、また、併せて長期優良住宅に該当することとなった場合3分の2を減額

\* 詳しくは市ホームページをご覧ください

☎資産税課 ☎963-9149

## 市役所から通知書等を送付します

| 通知書類名  | 発送日             | 対象   | 問合せ  |
|--|-----------------|--|--|
| 固定資産税・都市計画税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)            | 7月4日(月)         | 令和4年度の固定資産税・都市計画税に変更があった方または新たに課税された方  | 資産税課<br>☎963-9147、9148   |
| 市民税・県民税の納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)               | 7月8日(金)         | 令和4年度の市・県民税の年税額に変更があった方または新たに課税された方  | 市民税課<br>☎963-9144  |
| <b>新しい保険証を送付します</b><br>国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証      | 7月13日(水)～27日(水) | 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している世帯(方)   | 国保年金課▷国民健康保険の保険証について…☎963-9146 ▷後期高齢者医療制度の保険証について…☎963-9170  |
| <b>対面での接触を避けるため、ご自宅の郵便受けに投かんされる特定記録郵便に変更しました</b> |                 |  |  |
|  |                 | <br>国民健康保険の保険証 | <br>後期高齢者医療制度の保険証 |
| 後期高齢者医療保険料納入通知書                                  | 7月15日(金)        | 令和4年4月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方   | 国保年金課<br>☎963-9170   |
| 農業経営及び農地利用の状況等に関する調査                             | 7月26日(火)        | 10アール以上の農地を所有している方および賃借等により農地を耕作している方  | 農業委員会事務局<br>☎963-9279  |
| 令和4年8月からの介護保険負担割合証                               | 7月下旬までに発送       | 介護保険要支援・要介護認定を受けている方(7月以降に要支援・要介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により、介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には順次送付)           | 介護保険課<br>☎963-9169   |

振り込め詐欺などに注意！！

不審な電話を受けたら一人で考えず、家族や警察・市役所に相談しましょう

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です  
市外局番は(048)です